

家庭内暴力（DV）被害への対応方法

●豪州政府は家庭内暴力（DV）被害者への支援策を拡充しています。

●命の危険があるときは、ためらわずに警察（電話000）に連絡して下さい。豪州政府のDV相談窓口（電話1800737732）は毎日24時間受付けており、日本語通訳も無料で可能です。滞在ビザの種類にかかわらず豪州政府の支援を受けられます。

●豪州政府は、DV被害を理由に主たるビザ保有者（配偶者等）との関係が破綻したという理由だけで一時滞在ビザを取り消さない政策を採っています。

1 DV被害事件の増加を踏まえ、豪州政府はDV被害者への支援策を拡充しています。もしDV被害を受けている場合は、一人で悩むことなく声を上げて相談して下さい。

2 身体的暴力等で命の危険があるときは、ためらわずに警察（電話000）に電話をするか、最寄りの警察署に行ってください。警察署では日本語の通訳者を手配してくれます。

豪州連邦政府のDV被害相談窓口の電話番号は1800737732です。毎日24時間受付けておりDV被害に関する様々なアドバイスを受けることができます。日本語での通訳を希望する場合は、まず131450にお電話ください。

3 これらの豪州政府からの様々な支援は、被害者の国籍や滞在資格（ビザの種類）にかかわらず全ての人を受けることが出来ます。豪州政府は被害者に対して、一時滞在シェルターの紹介、一時的な経済支援、医療支援、法律アドバイス、カウンセリング等を無償で提供しています。

4 DVは身体的虐待だけではなく、性的虐待、精神的虐待、社会的虐待、経済的虐待等を幅広く含みます。もしDV被害に遭っているのではないかと思う場合は、一人で悩まずに豪州政府の相談窓口（電話1800737732）に連絡して下さい。

豪州政府DV支援HP <https://www.1800respect.org.au/services>

5 一時滞在査証で豪州に滞在している場合は、豪州人パートナーからのDV被害を公にすることで滞在資格を失うことを心配して被害を我慢するケースがあります。豪州政府はDV被害によって主たるビザ保有者（配偶者等）との関係が破綻したという理由だけで一時滞在ビザを取り消さない政策を採っていますので、ビザ関係窓口に相談して下さい。

豪州内務省HP

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/domestic-family-violence-and-your->

[visa/overview](#)

6 なお、当館では、当地でDV被害者等を支援する団体「Bonnie Support Service Ltd」と提携し、DV被害で悩んでいる邦人のための相談窓口を開設しています。対象は、NSW州にお住まいの邦人女性（及び子供）で、日本語による相談が可能です。DV被害でお悩みの方は、下記相談窓口もご活用下さい（NSW州以外の地域にお住まいの方については、情報提供やお近くの相談機関のご紹介を行います。）。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20230828dv.pdf>